

# 建設労働者確保育成助成金（女性専用作業員施設設置助成コース（経費助成））計画届

労働局長 殿

( 公共職業安定所長経由 )

建設労働者確保育成助成金（女性専用作業員施設設置助成コース（経費助成））の計画の届出を行います。 (届出年月日)平成 年 月 日

申請者	<small>(フリガナ)</small> 中小建設事業主の名称 <small>(フリガナ)</small> 代表者の役職名及び氏名 所在地 〒 (電話) )	印	事業内容	
			イ 雇用保険適用 事業所番号	<input type="text"/>
	<small>(フリガナ)</small> 代理人又は提出代行者・事務代理者の名称 <small>(フリガナ)</small> 氏名 所在地 〒 (電話) )	印	ロ 業種	
			ハ 常用労働者	人( 人)
	担当者の職名及び氏名 イ 職名 ロ 氏名	印	ニ 資本金・ 出資総額	万円
			ホ 雇用保険料率	1,000 分の
		ヘ 建設業許可 番号	大臣 知事	
		ト 雇用管理責任 者の氏名及び 員数	氏名 他 人	

本事業の実施に関して公共機関からの補助や助成金の有無

有(名称: )・無

実施計画	作業員施設の賃借内容	イ 施設の設置場所	(住所) (工事名)					
		ロ 内容	施設の種類	棟数	延面積 / 1 棟	対象外 / 1 棟	賃借の相手方	1 棟費用 / 1 ヶ月
	(イ) 更衣室	棟	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			円	円
	(ロ) 浴室	棟	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			円	円
	(ハ) 便所	棟	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			円	円
	(ニ) シャワー室	棟	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			円	円
	計							円
	ハ 賃借期間(契約上)		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			助成対象期間		<input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 (平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日)

(注) この届出書を提出するときは、裏面の注意事項を参照して下さい。

労働局処理欄

受理番号	
受付印	

## 建設労働者確保育成助成金 ( 女性専用作業員施設設置助成コース ( 経費助成 ) ) の計画の届出について

### 1 提出上の注意

- (1) この計画届は、中小元方建設事業主が施工管理を行う建設工事現場で下表の女性専用の作業員施設を賃借し設置する場合に、管轄労働局又はハローワークに提出するものです。

作業員施設	必要な仕様
更衣室	イ ロッカーを設けること。 ロ 床は、土のままとせず板張り、コンクリート等の構造とすること。 ハ 床面積が 8 m <sup>2</sup> 以上であること。 ニ 施設入口のドアに女性専用施設である旨明示され、またドアに施錠機能があること。
浴室	イ 清浄な水又は上がり湯を備えること。 ロ 脱衣場を設けること。 ハ 施設入口のドアに女性専用施設である旨明示され、またドアに施錠機能があること。
便所	イ 便池は、汚物が土中に浸透しない構造とすること。 ロ 流出する清浄な水によって手を洗う設備を設けること。 ハ 鏡付き化粧台、荷物置きを設けること。 ニ 施設入口のドアに女性専用施設である旨明示され、またドアに施錠機能があること。
シャワー室	イ シャワーヘッドごとに仕切りを設けること。 ロ 脱衣場を設けること。 ハ 施設入口のドアに女性専用施設である旨明示され、またドアに施錠機能があること。

作業員施設の設置に係る助成対象経費や不支給要件については、事前に管轄の労働局に確認してください。

- (2) この計画届は、作業員施設を設置しようとする日の 2 週間前までに、当該建設工事現場が所在する都道府県内に雇用保険適用事業所を有する中小元方建設事業主から、当該都道府県を業務担当区域とする都道府県労働局に提出してください。なお、その労働局の管轄下にある公共職業安定所に提出できる場合がありますので、管轄労働局にお問い合わせください。
- (3) この計画届を提出する場合は、次の書類を添付してください。
- イ 「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」( 写 ) 「労働保険料等納入通知書」( 写 )
  - ロ 建設事業を行っている事業主であることがわかる書類 ( 建設業許可番号が記載された書類、登記事項証明書、定款、資本及び労働者数を記載した資料、事業内容を記載した書類等 )
  - ハ 当該建設工事現場における建設工事を施工主から受注したことが分かる書類
  - ニ 賃借する作業員施設の図面、パンフレット、建設工事現場における配置図、賃貸借契約書の写し
  - ホ その他管轄労働局長が必要と認める書類
- (4) その他、この計画の内容について確認が必要な場合は、労働局が立ち入り検査等を行うことがありますので、御協力ください。

### 2 記入上の注意

- (1) 「申請者」欄は、当該助成金に係る事業主等の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入し、押印して下さい。また、届出者が代理人の場合、「届出者」欄に当該助成金に係る事業主等の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入 ( 押印不要 ) した上、届出者の記名押印等をして、委任状 ( 任意様式 ) ( 写 ) を添付して下さい。また、届出者が社会保険労務士法施行規則第 16 条第 2 項に規定する提出代行者又は同施行規則第 16 条の 3 に規定する事務代理者である社会保険労務士である場合は、当該助成金に係る事業主の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入し、押印するとともに、提出代行者又は事務代理者の名称、氏名、所在地を記入し、押印して下さい。
- (2) ロ「業種」欄は、建設業法 ( 昭和 24 年法律第 100 号 ) 第 2 条第 1 項に定める別表の建設業の種類を記入して下さい。
- (3) ハ「常用労働者」欄は当該企業の常用労働者数を、また、( ) 内には当該事業所の常用労働者数を記入して下さい。  
なお、常用労働者とは、2 か月を超えて使用される者 ( 実態として 2 か月を超えて使用されている者のほか、それ以外の者であっても雇用期間の定めのない者及び 2 か月を超える雇用期間の定めのある者を含む。 ) であり、かつ、週当たりの所定労働時間が、当該事業主に雇用される通常の労働者と概ね同等 ( 現に当該事業主に雇用される通常の労働者の週当たりの所定労働時間が 4 0 時間である場合は、概ね 4 0 時間である者をいう。ただし、労働基準法 ( 昭和 2 2 年法律第 4 9 号 ) の特例として、所定労働時間がいまだ 4 0 時間を上回っている場合は、「概ね同等」とは、概ね当該所定労働時間を指す。 ) である者をいいます。
- (4) ニ「資本金・出資総額」欄は、支給申請時における資本金又は出資の総額を記入して下さい。
- (5) ト「雇用管理責任者の氏名及び員数」欄は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律 ( 昭和 51 年法律第 33 号 ) 第 5 条第 1 項に規定する雇用管理責任者として選任した者の氏名及びその数を記入して下さい。
- (6) 「本事業の実施に関して公共機関からの補助や助成金の有無」欄が「有」の場合は助成対象とならない場合があります。
- (7) 「作業員施設の賃借」欄は、以下により記入して下さい。  
イ 「施設の設置場所」欄は、作業員施設を設置する工事現場の住所及び工事現場名を記入して下さい。  
ロ 「棟数」欄は、同一の賃借人から賃借する同一仕様の施設数を記載してください。但し、助成対象となるのは、一の建設工事現場につき、上記 1 ( 1 ) 表の作業員施設の区分毎に 1 施設の助成を限度とします。なお、女性専用作業員施設と同じ区分の作業員施設を男性の建設労働者に対しても 1 以上整備することが必要です。

### 3 届出を行った計画の変更

届出を行った計画について、賃借期間の延長、所用費用の増額に伴い、届出を行った事業に係る所用費用見込額の総額を超えるときは「建設労働者確保育成助成金に係る計画変更届」( 建助様式第 9 号 ) により原則事業の実施前までに変更の届出を行って下さい。

### 4 その他

- (1) 偽りその他不正の行為により助成金の不支給措置がとられている場合は助成金を支給できないなど、一定の要件があります。
- (2) 助成金の支給に関して管轄労働局又はハローワークに提出した書類等の写しを支給決定日から起算して 5 年間保存して下さい。
- (3) 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた場合は、支給した助成金の全部又は一部を返還していただきます。
- (4) 助成金について不明な点がありましたら、管轄労働局又はハローワークにお問い合わせ下さい。